

令和4年 第12回農業委員会議事録

令和4年12月26日午前10時00分に第12回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 7 番 (笹原 哲) 12 番 (鈴木 藤光) 13 番 (伊勢村孝之)
17 番 (西塚 喜行)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第17号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 議第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第42号 非農地証明について
- 議第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第44号 尾花沢市農用地利用集積計画について
- 議第45号 農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願
について
- 議第46号 農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格
証明願について

令和4年 第12回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第12回通常総会を12月26日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。3番小関金也委員、7番笹原哲委員、12番鈴木藤光委員、13番伊勢村孝之委員、17番西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は14名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

なお、本日の総会は、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、星川敬夫会長職務代理者が会長の職務を行います。では、職務代理者より、ごあいさつをお願いいたします。

（星川敬夫職務代理）

おはようございます。令和4年の最後の総会にお忙しい中ご出席くださりまして、ご苦労様です。なお、鈴木会長が膝の手術のために入院しておりまして、私が今日議長を務めさせていただきます。皆様方の絶大なるご協力を賜りますようお願いして挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められております、本日は星川職務代理者に、よろしくをお願いいたします。

(議長)

本日の総会は、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。これより令和4年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番 齋藤吉勝委員、15番 後藤一彦委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第17号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第17号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から7頁になります。案件は59件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相対契約の解約です。

解約後の利用予定ですが、No.1からはNo.3は自作予定です。No.4、No.5は別人へ貸借予定です。No.6からNo.13は別人へ売買予定です。No.14、No.15は同人へ貸借予定です。No.16からNo.18は同人へ売買予定です。No.19からNo.59は中間管理機構への貸付となっております。申請地、申請人については資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第17号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第3条の規定による許可申請は議案書8頁から11頁になります。

所有権移転についてご説明いたします。案件は14件です。No.1からNo.4の渡人は市外転出しており、農業を廃止するためのものです。No.6、No.7は耕作不便のため、No.8、No.9は労力不足のため、No.10からNo.13は相手方の要望によるためのものです。No.14の渡し人はその他贈与になります。受人はNo.1とNo.12が新規就農のため、No.14が贈与受けのため、その他は経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.14は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は9件です。No.1の渡人は農業廃止のため、No.2の渡人は受人側の要望のため、No.3からNo.9まで労力不足のためのものです。

受人側は、全て経営規模拡大のための設定です。No.1からNo.9は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第42号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第1班主任、鈴木勲委員の報告・説明を求めます。

(9番 鈴木勲委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、鈴木勲委員の報告・説明を求めます。

(9番 鈴木勲委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第44号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第44号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。

議案書21頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借27件と所有権移転12件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が2,783aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手27名、受け手13名、所有権移転が出し手12名、受け手7名です。合計は出し手が39名、受け手が20名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年以上が13件で1,273a、6年から9年が1件で41a、10年以上が13件で868aです。

10 a 当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。次の頁からは、個別状況になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議第45号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第45号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明

について」ご説明いたします。議案書 27 頁および 28 頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受けた方は、3 年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方が一覧のとおりとなります。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 46 号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第 46 号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適

格証明について」ご説明いたします。議案書 29 頁および 30 頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、不動産取得税の徴収猶予が適用された方は、3 年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方がこの一覧の方々です。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和 4 年第 12 回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 10 時 30 分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年12月26日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____